弁護士 山下江の
実務に役立つ
企業法務の基礎
第45回

労働法制について（3）

変形労働時間制、フレックスタイム制、みなし労働時間制

「労働法制について」（1）で述べたように、労働時間については、1日8時間以内、1週40時間以内ということが法律で定められております。しかし、業種業態によっては、上記法定労働時間制の適用がふさわしくない場合があり、例外の制度が認められています。

変形労働時間制

一定期間（1週間、1か月、1年以内の期間）を平均すれば週40時間以下であればよいとする制度です。

1週間単位：前の週に翌週の労働時間割を定めて従業員に通知します。商店、旅館、飲食店などの労働者が30人未満の事業所が可能です。労使協定を結び労働基準監督署に届け出る必要があります。

1か月単位：1か月以内の一定期間を定めて、この期間において週平均40時間以下とするものです。労使協定ないし就業規則により実施できます。

1年単位：1か月を超え1年以内の一定期間を定めて、この期間の労働時間が週平均40時間以内とするものです。就業規則の定め、労使協定の締結、労基署への届出が必要です。

フレックスタイム制

月に勤務すべき総労働時間数（ノルマ）を定めるだけで、出勤時刻・退勤時刻を労働者が自由に決めることのできる制度です。ただし、最低限の勤務を義務づける時間帯（コアタイム）とその前後の時間帯（フレキシブルタイム）を設定することができます。

就業規則に定め、労使協定で、対象者の範囲、清算期間（1か月以内）、清算期間における総労働時間などを定めなければなりません。1か月の総労働時間がノルマ時間に達しない場合は、不足分を翌月に繰り越し翌月その分多く勤務して相殺する方法と当月の不足分を賃金カットとする方法があります。

なお、まる1日出勤しない場合は欠勤扱いとなります。また、法定休日に働いた場合は休日労働扱いとなりますが、法定外休日に働いても休日労働扱いにはなりません。

みなし労働時間制

実際に働いた時間と関係無く、1日に働いた時間を何時間とみなして、その時間を基準として賃金を支払う制度です。

3種類の制度があります。事業場外労働、専門業務型裁量労働、企画業務型裁量労働です。

▽事業場外労働

営業職、取材記者や出張の場合など、社外勤務により労働時間の算定が困難な場合に適用できます。

みなし労働時間は「1日何時間」というように日単位で決めます。営業部員が1日中社内で勤務した場合は、みなし労働時間制は適用されません。

▽専門業務型裁量労働

国が指定した特定の専門知識、技術を要する労働（業務）について、みなし労働時間制が認められています。

例としては、新商品などの研究開発、記事などの取材・編集、衣服・広告などのデザイナー、大学における教授研究、一級建築士、公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士など。

適用業務の範囲とみなし労働時間を定めなければなりません。

また、労働者の健康・福祉を確保するため、休日や健康診断などに付き労使協定の締結が必要です。

▽企画業務型裁量労働

本社その他の一定の事業場において、企画、立案、調査、分析の業務に従事する労働者を対象とした労働時間制です。労使委員会の設立、決議、対象労働者の同意が必要であり、同委員会の決議は労基署に届出なければなりません。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office
広島弁護士会所属
☑契約書 ☑債権回収 ☑労務問題など
企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com
山下江 検索

予約電話受付
年中無休
7～24時
携帯・PHS OK
相談予約専用
フリーダイヤル
なやみよまるく
0120-7834-09
◆相談料：30分5,000円 ◆債務整理相談料無料
◆交通事故初回1時間相談料無料
広島最大級！「親切な相談・適切な解決」をモットーに、機動力と総合力で企業トラブルを解決
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27上八丁堀ビル703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江